

こまったとき、なやんだとき、ひまなとき

あなたによりそう 子どものけんりノート



なまえ

福岡市

はじめに

これは「子どものけんり」のノートです。

このノートは、() のノートです。

このノートは、あなたをたすけてくれます。

あなたがこまったときにひらいてください。

なやんだときにもひらいてください。

ひまなときにもひらいてください。

なんでしせつでくらすの？

いえにかえりたいなあ。

ひみつのことはなしたい。

これからどうなるの？



そうおもったら、どうぞひらいてみてください。

クイズ：() にはいることばを、
しせつにいるみぢかなオトナとかんがえてみよう。

「子どものけんり」は、すべての子どもがもっています。

そして、子どもがしあわせにおおきくなつていけるように

() がまもるものです。

子どもの権利条約

第3条 子どもに関係があることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えないといけません。

もくじ

1	なんで しせつでくらすの?	02
	あなたのとくべつなひとを かいてみよう	03
2	しせつってどんなとこ?	04
3	「あんしん」できるかな?	05
4	もっとあそびたい! もっとやすみたい!	06
5	あなたのきもちや きになることを はなしてみよう!	08
	ちょっとひとやすみ	09
6	ぼうりよくを うけたらどうするの?	10
7	こころはどうやってまもるの?	11
8	おやや きょうだいのこと、きいてもいいの?	12
9	しせつをでたあとのこと	13
	オトナにクイズをだしてみよう!	14
10	こどものけんりは きんきゅうじたいでも まもられるの?	15
11	そ.udanしたくなったら?	16
12	こどものけんりじょうやく	17

このノートは、しせつや さとおやかいでくらす こどもたちのこえを
ききながら シーワイ (CY) リボンがつくりました。
こどもたちが、ひつようだとおもった けんりを ちゅうしんに のせています。
ノートのしたには「こどものけんりじょうやく」のいちぶをしようかいしています。



1 なんで しせつで くらすの？

あなたが しせつでくらすのは あなたのせいではありません。

それには ひとりひとり りゆうがあります。



あなたが しってることや、ききたいことをかこう

あなたをたすける オトナからのおへんじ

こどものこえ

「いつまでくらすと？」
「もし、かえりたいといったら おうちにかえれると？」
「わたしはしせつで なんで いもうとは いえにおると？」
「ずっとしせつは いやだな」

子どもの権利条約

第6条　すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもっています。

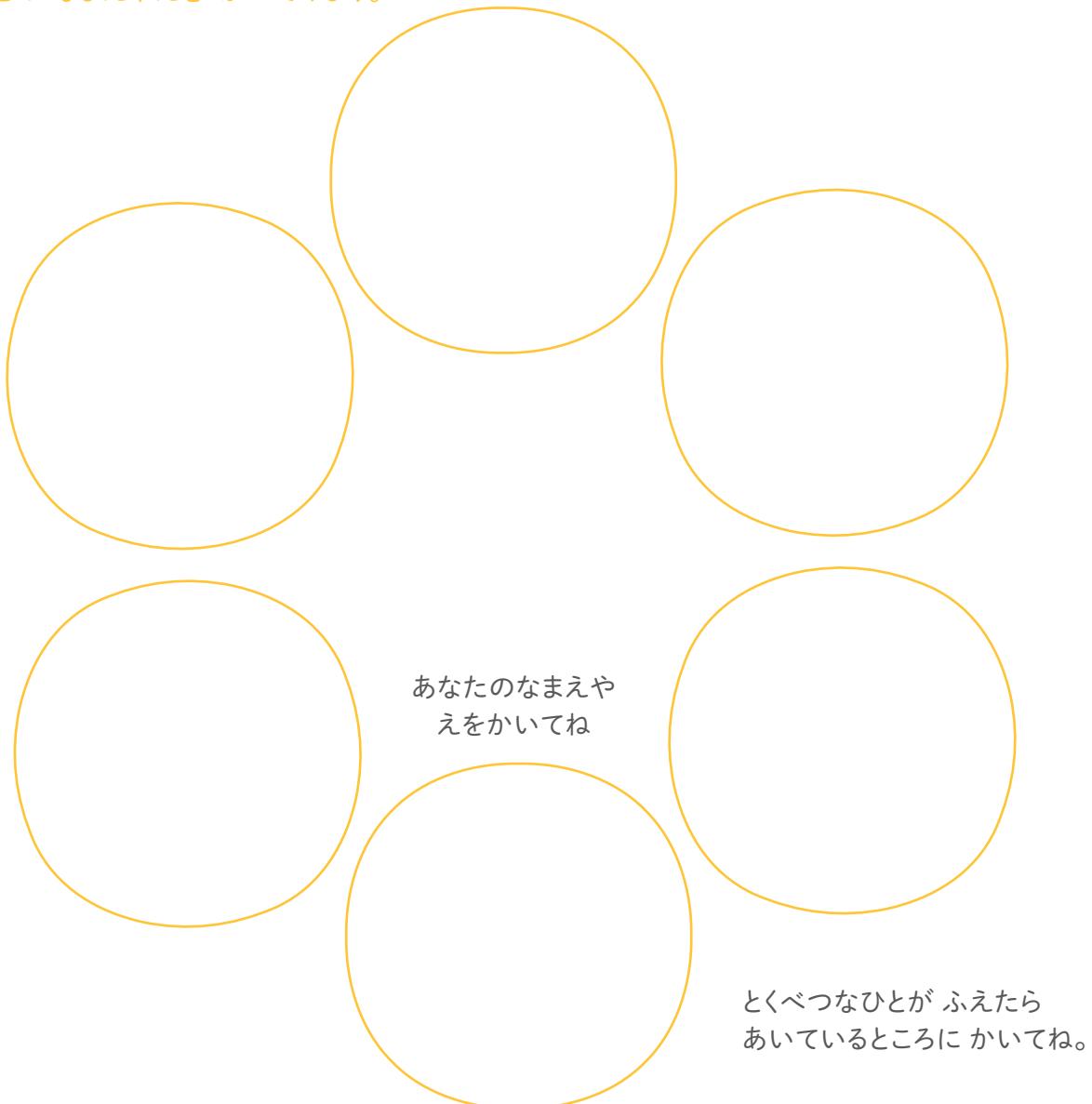
あなたのとくべつなひとを かいてみよう

かぞく。ともだち。ペット。せんせい。たすけてくれるオトナ。

あいたいひとも あいたくないひとも

あなたのまわりには いろんなひとがいるよ。

そのひとの なまえやえを かいてみよう。



子どもの権利条約

第9条 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

2 しせつってどんなとこ？

しせつって どんなところか かいてみよう。

まえに くらしていたところと どこがちがうかな？

きらいなたべものが でたらどうしよう?
おふろには いつはいると?
ともだちのいえに あそびに いったり、ともだちを よんでもいいと?
かみさまは しんじんでいいと? じぶんで えらんでもいいと?

「よくわからん」「おかしかろ」とおもったら、
しせつのみぢかなオトナに きいてみよう。

こどものこえ

「すきなふくを きたり、すきなかみがたに できると?」
「まえのが っこうの ともだちと あえると?」
「ルールを まもらないひとが いたら どうなると?」
「なまえは よびすてにしていいと?」

子どもの権利条約

第20条 あなたが家庭で家族と暮らすことができなくなったら、国はあなたにふさわしい環境で生活できるようにしなければなりません。家族の代わりに子どもを世話する人や家庭を用意するのは国のしごとです。

3 「あんしん」できるかな？

「あんしん」って こころが ホッとすることです。

「あんしん」して すごすことは、とってもたいせつです。



あなたがホッとするのは どんなとき？

なにをしているときが いちばん たのしいかな？

だれといふと「あんしん」できる？

ホッとするひとや ばしょ すきなものをかいてみよう

(えをかいても しゃしんをはってもいいよ)

せんぱい の こえ

クイズ：〇〇にはいるひらがなはなに？

「ひ〇〇」がまもられると「あんしん」できるよね。

「ひ〇〇」は あってもいいんだ。

「ひ〇〇」は、あなたが「あんしん」できるひとにはなそう。

16ページにも そうだんできるところをかいてるよ。

ひとりで
なやまないで！

こどもの こえ

「こまったときには そうだんできるよ！」

「オトナに そうだんしたことは だれにもいわないよ！」



子どもの権利条約

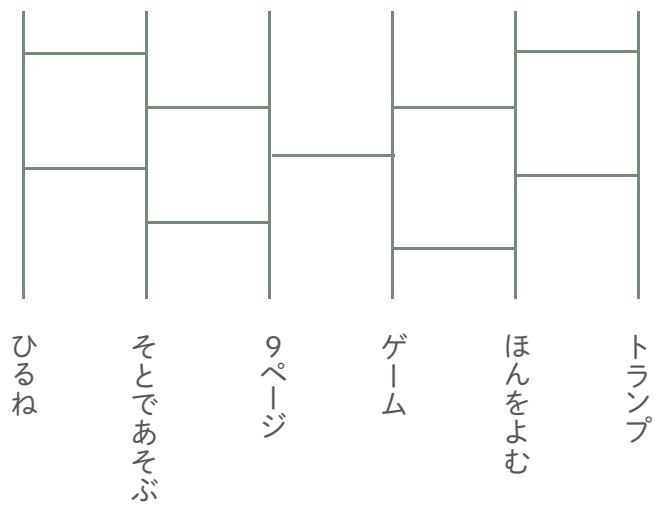
第16条 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。
また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

4 もっとあそびたい！もっとやすみたい！

たべることや べんきょうするのと おなじように、
あそぶことや やすむことは、とてもたいせつなことです。

あなたはどんなあそびが すきかな？ どこで やすむのが すきかな？

なにをしたいか わからないときは あみだくじをしてみよう！



こどものこえ

「ほんをよんだり ネットやゲームをしたり
もっとじゅうにしたい」
「あそぶじかんがたりない」
「テレビのろくがが できないから、
あそびをやめないといけない」
「じぶんのへやでもっとやすみたい」

子どもの権利条約

第17条 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第31条 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

じゅうにおえかきしたり、だいじなことや、きになることをメモしたり、あなたがすきなものをはったり、じゅうにつかうページ



5 あなたのきもちや きになることを はなしてみよう!

きもちをじゅうにいえることは とてもたいせつです。

○いま くらしているところ(しせつのなまえ

)のこと

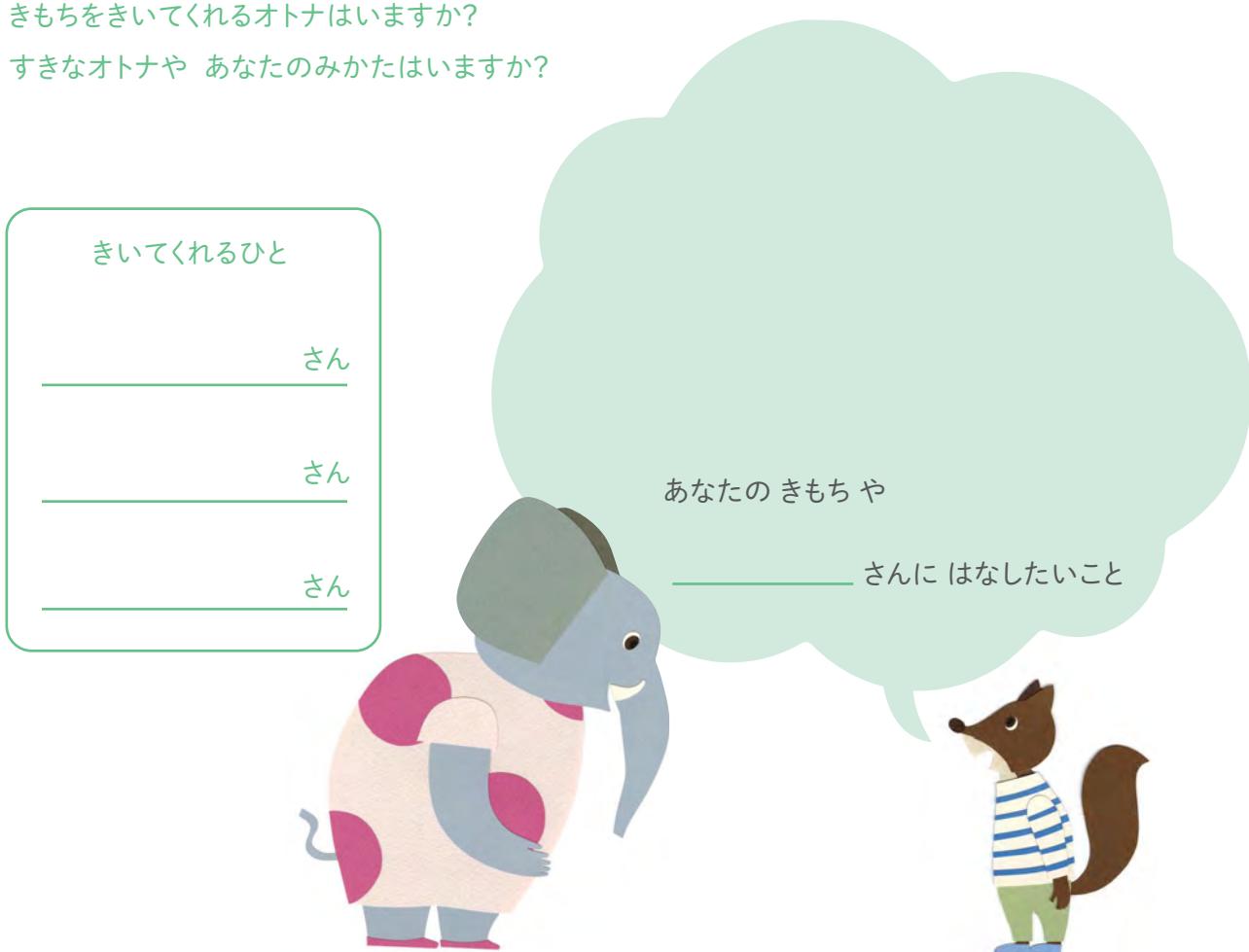
○これから せいかつのこと

○あなたのきぼうや、これからやってみたいこと

あなたの きもち や かんがえを オトナは よくきき、はなしあうことが ひとつです。

きもちをきいてくれるオトナは いますか?

すきなオトナや あなたのみかたは いますか?



こどものこえ

「いけんを いえない」
「いっても きいてもらえない」

子どもの権利条約

第12条 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考えられなければなりません。

第13条 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

ちょっとひとやすみ

ふたつのえをくらべると ちがっているところが10こあるよ。さがしてみて。



6 ぼうりょくをうけたらどうするの？

ぼうりょくはぜったいダメ。

オトナはあなたのこころとからだをまもります。

「ぼうりょく」ってなに？

- ・たたかれたり、けられたりすること
- ・プライベートゾーンをさわられたり、みられて、いやなおもいをすること
- ・なんどもいやなことをいわれること
- ・ごはんをもらえないこと



たいそうふくでかくれているところを
「プライベートゾーン」というよ。

もしぼうりょくをうけたら、しせつにいるみぢかなオトナや
がっこうのせんせい、えがおかんのひとにはなそう。

こどものこえ

- 「たたかれたら いたいやん。あかくなるやん」
「(ケンカしてると)せんせいにおこられるし」
「わるくちをいったら だめだよ！」

せんぱいのこえ

- あなたはオトナに
まもってもらえるよ！



子どもの権利条約

第2条 子どもは、国ちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第19条 国は、子どもが親や親にかわってお世話をしてくれる人、他の人から暴力を受けないように守らなければなりません。

第34条 国はあらゆる性暴力から子どもを守らなければなりません。

7 こころはどうやってまもるの？

からだがかぜをひくみたいに、こころがかぜをひくこともあるよ。

こころがかぜをひくとこんなことがおこるよ

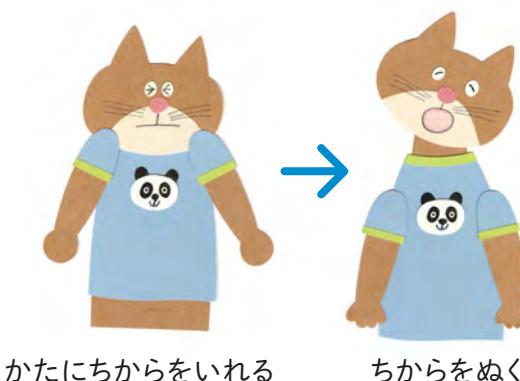
- ・ねむれない（あさおきられない、こわいゆめをみる）
- ・そとにでたくない
- ・どこもわるくないのにからだがいたい
- ・よくないてしまう
- ・おこりっぽい
- ・あつたことをおぼえていない



「こころがかぜをひいてる」とおもったり、しんぱいなことやこわいきもちがあつたら、しせつにいるみちかなオトナやまわりにいるオトナにはなそう。

いっぱいあそぶことがたいせつだよ。

しんこきゅうしたり、からだのちからをぬいたりするのをオトナといっしょにやってみよう。



かたにちからをいれる

ちからをぬく

5びょうすったら、
6びょうはく～



こどものこえ

「こころのケアをうけたい！」

「こころのかぜをなおすびょういんにいきたい」

子どもの権利条約

第24条 国は、すべての子どもが健康な生活を送り、病気になった時でもお医者さんにみてもらい、一番良い方法で治療を受けられるようにしなければなりません。

第39条 国は、あらゆる暴力や紛争の犠牲になった子どもの心と体の回復がなされるようにしなければなりません。

8 おややきょうだいのこと、きいてもいいの？

あなたが、じぶんのことをしりたいきものは、だいじにされます。

おや、きょうだい、かぞくのこと、しせつにくるまえのことを、しりたくなることもあるよね。

もちろん、しりたくないきもちも だいじにされるよ。

おなじきものは あるかな？

「ちいさいころは どんなこやったと？」

「わたしや わたしのかぞくのことは、
だれがしっると？」

「おねえちゃんのこととか、い
ろんなことしりたい。おねえち
ゃんも、ちいさいときはしせつ
におったとよ」

「いまは かぞくとあいたくない
(しりたくない)」

「おばあちゃんのかお
しらんけど、あってみたい」

「かぞくにでんわしたり、
かぞくとあいたい」

あなたが かぞくのこと で ききたいことがあったら かいてみよう

子どもの権利条約

第7条 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第10条 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

9 しせつをでたあとのこと

あなたのしょうらいのことを サポートしてくれるひとは だれかな?

まわりのオトナと そ.udanしながら いっしょにかんがえよう



あなたがきょうみのあること、やってみたいこと、やってみたいしごとは なに?

こんなときはどうする?

くらす

だれとくらす? ひとりでくらす?
しょくじはどうする?
おかねがなくなりそうになったらどうしよう?

やすみのひ

しごとや がっこうが やすみのときには
なにをする?
つかれたときは どうやって つかれをとる?

しごと がっこう

いきたくないときは どうする?
やめたくなったら どうする?

にんげんかんけい

ともだちや たいせつなひとと うまくいかない
とき だれにそ.udanする?
おやとのつきあいかた、こせきのことでなや
んだとき、どこにそ.udanする?

しせつをでたあとも、いつでもしせつに そ.udanできます。

ほかにも、たよれるところ(そ.udanできるひと、あんしんできるばしょ、
りようできるしくみ)をしっていることも たいせつです。

こどものこえ

「もっとべんきょうしたい」
「だいがくへ いきたい」
「ひとりぐらししたい」

子どもの権利条約

第23条 国は、心や体に苦手なことやできないことがある子どもも、発達がゆっくりな子どもも、自分らしく社会に参加していくことを助け、楽しく豊かな毎日をすごすべきだと考えます。

第28条 子どもは教育を受ける権利を持っています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

オトナにクイズをだしてみよう!

もんだい1.「けんりめんせつ」ってなに?

ふくおかしでは、1ねんに()かい、()のひとが、
あなたがあんしんしてくらしているかをきいてくれます。
もし、しんぱいなことや、いやなことがあつたら、そのときに()できます。



もんだい2.「じりつしえんけいかく」ってなに?

すべての()に「じりつしえんけいかく」があります。「じりつしえんけいかく」
は、()や、()のことについて、
こどものきもちやかんがえをきいて、しせつにいるみぢかなオトナがつくります。

もんだい3.「アフターケア」ってなに?

しせつをでたあとも、いろいろなしえんがあります。
さいきんは、きゅうふがた(給付型)の()や、(),
()ほじよ(補助)、
()かくほなどのしくみもあるので、かくにんしましょう。



せんぱいのこえ

オトナはきっと
こたえがわかるはず。



10 こどものけんりは きんきゅうじたいでも まもられるの？

じしんなどのさいがいが おこったときも かんせんしょうという びょうきがひろがったときも、
こどものけんりは たいせつです。

しんがたコロナがひろがったとき、2020ねんに「こくれんこどものけんりいいんかい」がいろんなくにのオトナにむけて
「まもりましょう」といった こどものけんりを しようかいします。

1. セイゲンは すくなくすること。こどもに もっともよいことは なにかを かんがえること。
(だい3じょう こどものさいぜんのりえき)
2. あそんだり、しっかりやすんだりできるようにくふうすること。
(だい31じょう やすむ・あそぶけんり)
3. まなべるようにくふうすること。オンラインが つかえるこも つかえないこも。
(だい28じょう きょういくをうけるけんり)
4. おいしくて えいようのあるごはんを たべられること。 (だい6じょう いきる・そだつけんり)
5. げんきにいきることを たすけること。
そのための ほけんや いりようのしくみは とめないこと。
(だい24じょう けんこう・いりようへのけんり)
6. こどものいのちと けんりをまもるしくみは とめないこと。
(だい19じょう ぼうりょくなどからのほご)
7. しうがいがあっても、まずくても、なんみんでも、こくせきが ちがっても、
どんなこどもも まもること。 (だい2じょう さべつのきんし)
8. どんなところにいる こどもも、おやと あうことを とめないこと。
(だい9じょう おやとひきはなされないけんり)
9. コロナのことで、くにのしどうに したがわなくても、こどもが たいほされないこと。
(だい37じょう ごうもん・しけいのきんし)
10. こどもに わかりやすく せつめいすること。(だい13じょう ひょうげんのじゆう)
11. なにかをきめるときには、こどもの「こえ」をきくこと。
(だい12じょう いけんをいうけんり)



(参考) 「子どもの権利と新型コロナ」国連子どもの権利委員会 平野裕二(訳)・長瀬正子(やさしい日本語訳)
「新型コロナ感染症(COVID-19)に関する声明」国連・子どもの権利委員会 平野裕二(訳)

11 そだんしたくなったら？

しせつのオトナのほかにも、そだんできるところをみつけておこう。

「おややきょうだいのこと、じぶんのこれからのことについてなやんでいる・はなしたい」

「しせつのせいかつでこまっている」とき

えがおかん ケースワーカー(さん) でんわ()

えがおかん しんりし(カウンセラー)(さん) でんわ()

「ともだちとのこと、べんきょうのこと、こうそくのことなど、なにかがっこうのことでこまっている」とき

がっこうのせんせい()

「とにかくだれかにはなしをきいてもらいたい」とき

チャイルドライン(ごご4じ～ごご9じ) でんわ0120-99-7777

チャイルドラインもしもしキモチ(メールそだん) mosi2kimo@beach.ocn.ne.jp

(へんじは、まいしゅう すいようびの ごご6じから11じのあいだにきます)

こどもアドボカシーセンターふくおか でんわ092-791-3941 (へいじつ ごぜん9じ～ごご5じ)

24じかんこどもSOS(エスオーエス)ダイヤル でんわ0120-0-78310 (ねんまつねんしいがいいつでも)

「しせつをでたあとに そだんしたい」とき

じどうそだんしょ(えがおかん) でんわ092-833-3000 (ねんまつねんしいがい いつでも)

アフターケアじぎょうしょ

(おやくだちサイト「えんじゅ」から すんでいるところのアフターケアじぎょうしょをしらべてみよう)

アフターケア・ぜんこくネットワーク「えんじゅ」<https://enjunet.org/>



「べんごしさんに そだんしたい」とき

ふくおかげん「こどものじんけん110ばん」でんわ092-752-1331(どようび・ごご0じ30分～ごご3じ30分)

ほうむしょう「こどものじんけん110ばん」でんわ0120-007-110(へいじつ ごぜん8じ30分～ごご5じ15分)

ほうテラス でんわ050-3383-5501 (へいじつ ごぜん9じ～ごご5じ)

おやくだちサイト

Iris(アイリス)<https://irisconnect.jp/>

しゃかいてきようごをけいけんしたひとたちのためのまとめサイト



Mex(ミークス) <https://me-x.jp/>

10だいのためのそだんまどぐち



しえんじょうほうけんさくサイト <https://shienjoho.go.jp/>

なんでもそだんできます。



12 こどものけんりじょうやく (しょうやく：にほんゆにせふきょうかい)

こどものけんりじょうやくは、せかいじゅうのこどもたちがもっている、「けんり」についてかかれたじょうやくです。

1989ねんにこくれんできめられ、にほんは1994ねんにこのじょうやくをまもることにしました。

ユニセフがほんやくした、40じょうをしようかいします。

第1条 子どもの定義

18歳になつていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいつしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが國の外へ連れざられたり、自分の国にもどれなくなるないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 暴力などからの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなつた子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんないお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み・遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくな仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 捷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、捷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をおおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

じゅうにおえかきしたり、だいじなことや、きになることをメモしたり、
あなたがすきなものをはったり、じゅうにつかうページ

じゅうにおえかきしたり、だいじなことや、きになることをメモしたり、
あなたがすきなものをはったり、じゅうにつかうページ

参考資料

「子どもの権利と新型コロナ」
国連子どもの権利委員会 平野裕二（訳）・長瀬正子（やさしい日本語訳）

「新型コロナ感染症（COVID-19）に関する声明」
国連・子どもの権利委員会 平野裕二（訳）

「はじめまして、子どもの権利条約ワークブック」
川名はつ子（監修）・チャーリー・ノーマン（イラスト） 東海教育研究所、2020年

*このノートのページ下の条文やその他権利の説明は、
上記の資料を参考に、CYリボンが編集したものを掲載しています。



デザイン 中川たくま どうぶつ切り絵 サトウアキコ

発行日 2021.10.31

発行元 福岡市

子どもアドボカシーシステム研究会

しせつ